

(四) 開口部	(1) 及び (3)、ハ(1)、(2) 及び (3) (イ) 並びに二又は第二号イ、 ロ(1)、(3) 及び (5)、ハ(1)(i)、 (ii)(イ) 及び (2) 並びに二の規定 に適合するもの
その他の限界煙層高さ有効開口部	この表において、 $E_{(comp)}$、$A_{(comp)}$、$h_{(comp)}$、$H_{(lim)}$、$A'_{(comp)}$、$A_{(comp)}$、$W_{(comp)}$ 及び $S_{(comp)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。 当該室に設けられた各限界煙層高さ有効開口部の排煙量(単位 立方メートル毎分) 当該限界煙層高さ有効開口部の開口面積(単位 平方メートル) 当該限界煙層高さ有効開口部の上端と下端の垂直距離(単位メートル) 当該室の基準点から当該限界煙層高さ有効開口部の中心までの高さ(単位メートル) 限界煙層高さ(単位メートル) 当該限界煙層高さ有効開口部及び他の限界煙層高さ有効開口部の開口面積の合計(単位 平方メートル) 当該室に設けられた給気口(当該限界煙層高さ有効開口部の開放に伴い開放され又は常時開放状態にある給気口に限定)の開口面積の合計(単位 平方メートル) 当該限界煙層高さ有効開口部の排煙機の空気を排出することができる能力(単位 立方メートル毎分) 当該室に係る送風機の当該室に設けられた限界煙層高さ有効開口部から空気を排出することができる能力(単位 立方メートル毎分)

次のイ又はロに掲げる当該室の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める当該室の有効排煙量(単位 立方メートル毎分) イ 床面積千五百平方メートル以内ごとに、防煙垂れ壁によって区画された室(床面から防煙垂れ壁の下端までの高さが限界煙層高さ以上である場合に限る。) 画有効排煙量(単位 立方メートル毎分) ロ イに掲げる室以外の室で床面積が千五百平方メートル以下のもの 室有効排煙量(単位 立方メートル毎分)	改正後	改正前
1 この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第八十一号)の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。 2 火災の発生のおそれの少ない室を定める件(平成十二年建設省告示第四百四十号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	改正後 建築基準法施行令第二百二十八条の六第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室は、次の各号のいずれかに該当するもので、壁及び天井(天井がない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分の仕上げを同令第二百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとしたものとする。 一 昇降機その他の建築設備の機械室、可燃性の物品を保管する室その他これらに類するもの 二 廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するもの	改正前 建築基準法施行令第二百二十九条第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室は、次の各号のいずれかに該当するもので、壁及び天井(天井がない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分の仕上げを同令第二百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとしたものとする。 一 昇降機その他の建築設備の機械室、可燃性の物品を保管する室その他これらに類するもの 二 廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するもの

○国土交通省告示第五百十号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条第三項第一号イ、ロ、二及びホの規定に基づき、階避難安全検証法に関する算出方法を定める件(平成十二年建設省告示第四百四十一号)の全部を改正する告示を次のように定める。

令和二年四月一日

階からの避難に要する時間に基づく階避難安全検証法に関する算出方法を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)以下「令」という。第二百二十九条第三項第一号イ、ロ、二及びホの規定に基づき、階からの避難に要する時間に基づく階避難安全検証法に関する算出方法を次のように定める。

一 令第二百二十九条第三項第一号に規定する方法を用いる場合における同号イに規定する当該居室に存する者(当該居室を通らなければ避難することができない者を含む。以下「在室者」という。)の全てが当該居室において火災が発生してから当該居室からの避難を終了するまでに要する時間は、次に掲げる時間を合計して計算するものとする。

イ 次の式によって計算した火災が発生してから在室者が避難を開始するまでに要する時間(以下「居室避難開始時間」という。)(単位 分)

$$t_{(fire room)} = \frac{\sqrt{A_{(room)}}}{30}$$

この式において、 $t_{start(room)}$ 及び A_{area} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

居室避難開始時間 (単位 分)

A_{area} 当該居室及び当該居室を通らなければ避難することができない建築物の部分 (以下「当該居室等」という。) の各部分の床面積 (単位 平方メートル)

ロ 次の式によって計算した入室者が当該居室等の各部分から当該居室の出口 (当該居室から直通階段 (避難階又は地上に通ずるもの) に限り、避難階にあつては地上。以下同じ。) (当該直通階段が令第百二十三条第三項に規定する特別避難階段である場合) にあつては、当該直通階段への出口を有する室を同項第三号、第四号、第六号及び第九号 (これらの規定中バルコニー又は付室に係る部分に限る。) 並びに第十号 (バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口に係る部分に限る。) に定める構造としたものに限る。以下同じ。) に通ずる主たる廊下その他の通路に通ずる出口に限る。以下同じ。) の一に達するまでに要する歩行時間のうち最大のもの (単位 分)

$$t_{travel(room),i} = \sum \frac{l_{room}}{v}$$

この式において、 $t_{travel(room),i}$ 及び v は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{travel(room),i}$ 入室者が当該居室等の各部分から当該居室の出口の一に達するまでに要する歩行時間 (単位 分)

v 当該居室等の各部分から当該居室の出口の一に至る歩行距離 (単位 メートル)

v 建築物の部分の用途及び種類並びに避難の方向に応じ、それぞれ次の表に定める歩行速度 (単位 メートル毎分)

建築物の部分の用途		建築物の部分の種類		避難の方向		歩行速度	
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類する用途	客席部分	階段	その他の部分	下り	上り	三六	二七
百貨店、展示場その他これらに類する用途又は共同住宅、ホ		階段	その他の部分	下り	上り	三六	二七

テルその他これらに類する用途 (病院、診療所及び児童福祉施設等 (令第百十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。)) を除く。

その他の部分

階段

学校 (幼保連携型認定こども園を除く)、事務所その他これらに類する用途

その他の部分

下り

上り

一

七五

四七

七八

ハ 次の式によって計算した入室者が当該居室の出口を通過するために要する時間 (以下「居室出口通過時間」という。) (単位 分)

$$t_{travel(room)} = \sum \frac{p \cdot A_{area}}{N_{eff(room)} \cdot B_{eff(room)}}$$

この式において、 $t_{travel(room)}$ 、 p 、 A_{area} 、 $N_{eff(room)}$ 及び $B_{eff(room)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{travel(room)}$ 居室出口通過時間 (単位 分)

p 建築物の部分の種類に応じ、それぞれ次の表に定める在館者密度 (単位 一平方メートルにつき人)

建築物の部分の種類		在館者密度	
住宅の居室	住宅以外の建築物における寝室	固定ベッドの場合	ベッド数を床面積で除いた数値
住宅の居室		その他の場合	〇・一六
事務室、会議室その他これらに類するもの			〇・一二五
教室			〇・七
百貨店又は物品販売業を営む店舗その他これらに類するもの		売場の部分	〇・五
飲食室		売場に附属する通路の部分	〇・二五

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類する用途に供する居室		固定席の場合	座席数を床面積で除した数値
展示室その他これに類するもの		その他の場合	一・五
〇・五			

当該居室等の各部分の床面積（単位 平方メートル）			
当該居室の各出口の幅、当該居室の種類及び当該居室の各出口に面する部分（以下「居室避難経路等の部分」という。）の収容可能人数に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した当該居室の各出口の有効流動係数（単位 一分メートルにつき人）			
当該居室の各出口の幅	当該居室の種類	居室避難経路等の部分の収容可能人数	当該居室の各出口の有効流動係数
六十センチメートル未満である場合	—	—	$N_{diff(room)} = 0$
その他の場合	地上への出口を有する場合	—	$N_{diff(room)} = 90$
その他の場合	$\left\lfloor \frac{A_{tot}}{a_{diff(room)}} \right\rfloor \geq \left\lfloor p A_{land(room)} \right\rfloor$ である場合	—	$N_{diff(room)} = 90$
	$\left\lfloor \frac{A_{tot}}{a_{diff(room)}} \right\rfloor < \left\lfloor p A_{land(room)} \right\rfloor$ である場合	$N_{diff(room)} = \max \left(\frac{80 B_{land(room)} \sum \frac{A_{tot}}{a_{diff(room)}}}{B_{room} \sum p A_{land(room)}}, \frac{80 B_{land(room)}}{B_{diff(room)}} \right)$	

この表において、 $N_{diff(room)}$ 、 A_{tot} 、 $a_{diff(room)}$ 、 p 、 $A_{land(room)}$ 、 $B_{land(room)}$ 及び $B_{diff(room)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

当該居室の各出口の有効流動係数（単位 一分メートルにつき人）

A_{22} 当該居室避難経路等の部分の各部分（当該部分が階段室である場合にあつては、当該居室の存する階からその直下階（当該居室の存する階が地階である場合にあつては、その直上階）までの階段室に限る。）の床面積（単位 平方メートル） 当該居室避難経路等の部分の各部分の種類に応じ、それぞれ次の表に定める必要滞留面積（単位 一人につき平方メートル） <table border="1"> <tr> <td>当該居室避難経路等の部分の各部分の種類</td> <td>必要滞留面積</td> </tr> <tr> <td>階段の付室又はバルコニー</td> <td>〇・二</td> </tr> <tr> <td>階段室</td> <td>〇・二五</td> </tr> <tr> <td>居室又は廊下その他の通路</td> <td>〇・三</td> </tr> </table>		当該居室避難経路等の部分の各部分の種類	必要滞留面積	階段の付室又はバルコニー	〇・二	階段室	〇・二五	居室又は廊下その他の通路	〇・三
当該居室避難経路等の部分の各部分の種類	必要滞留面積								
階段の付室又はバルコニー	〇・二								
階段室	〇・二五								
居室又は廊下その他の通路	〇・三								
p 在館者密度（単位 一平方メートルにつき人） 当該居室避難経路等の部分を通らなければ避難することができない建築物の各部分（当該居室の存する階にあるものに限る。）の床面積（単位 平方メートル） 当該出口の幅又は当該出口の通ずる当該居室避難経路等の部分の出口（直通階段に通ずるものに限る。）の幅のうち最小のもの（単位 メートル） 当該出口の幅（単位 メートル） 当該出口の通ずる当該居室避難経路等の部分を通らなければ避難することができない建築物の部分（当該居室の存する階にあるものに限る。）の当該出口の通ずる当該居室避難経路等の部分に面する出口の幅の合計（単位 メートル）	$B_{12222222}$ $B_{12222222}$ $B_{12222222}$ $B_{12222222}$ 当該居室の各出口の幅及び火災が発生してから在室者が当該居室の出口の一に達するまでに要する時間 火災が発生してから在室者が当該居室の出口の一に達するまでに要する時間 当該居室の各出口の有効出口幅 $B_{12222222} = B_{12222222}$								

その他の場合		$B_{eff(room)} = \max(B_{room} - 7.2 \sqrt{\alpha_f + \alpha_m}, 1, 0)$
この表において、 $t_{reach(room)}$ 、 α_f 、 α_m 、 $B_{eff(room)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。 次の式によって計算した火災が発生してから在室者が当該居室の出口の一に達するまでに要する時間 (単位 分) $t_{reach(room)} = t_{start(room)} + t_{travel(room)}$ この式において、 $t_{reach(room)}$ 、 $t_{start(room)}$ 、 $t_{travel(room)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。 火災が発生してから在室者が当該居室の出口の一に達するまでに要する時間 (単位 分) イに規定する居室避難開始時間 (単位 分) ロに規定する在室者が当該居室等の各部分から当該居室の出口の一に達するまでに要する歩行時間のうち最大のもの (単位 分) 当該室の積載可燃物の一平方メートル当たりの発熱量に 表に掲げる式によって計算した積載可燃物の火災成長率	$\frac{0.14}{\sqrt{\alpha_f + \alpha_m}} \times 48$	
住宅の居室	当該室の種類 当該室の積載可燃物の一平方メートル当たりの発熱量	七二〇

住宅以外の建築物における寝室	二四〇
事務室その他これに類するもの	五六〇
会議室その他これに類するもの	一六〇
教室	四〇〇
体育館のアリーナその他これに類するもの	八〇
博物館又は美術館の展示室その他これらに類するもの	二四〇
百貨店又は物品販売業を営む店舗その他これらに類するもの	九六〇
飲食店その他の飲食室	二四〇
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会所その他これらに類する用途に供する室	四八〇
自動車車庫又は自動車修理工場	二四〇
廊下、階段その他の通路	三二
玄関ホール、ロビーその他これらに類するもの	一六〇
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会所その他これらに類する用途又は百貨店若しくは物品販売業を営む店舗	一六〇

α_f		α_m	
倉庫その他の物品の保管の用に供する室	積載可燃物の火災成長率	当該室の内装仕上の種類に 成長率	当該室の内装仕上の種類
二・〇〇〇	倉庫その他の物品の保管の用に供する室	(一)	壁(床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。以下この表において同じ。)及び天井(天井がない場合にあつては屋根。以下同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この表において同じ。)の仕上げを不燃材料としたもの
八〇	屋上広場又はバルコニー	(二)	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを令第二百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとしたもの(一)に掲げるものを除く。
一六〇	昇降機その他の建築設備の機械室	(三)	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを令第二百二十八条の五第一項第一号に掲げる仕上げとしたもの(一)及び(二)に掲げるものを除く。
八〇	その他のもの	(四)	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを木材その他これに類する材料としたもの(一)から(三)までに掲げるものを除く。
	その他これらに類する用途に供する建築物の玄関ホール、ロビーその他これらに類するもの		
			内装材料の火災成長率
			〇・〇〇三五
			〇・〇一四
			〇・〇五六
			〇・三五

$t_{\text{room}} = \frac{A_{\text{room}} (H_{\text{room}} - 1.8)}{\max (V_{\text{room}} - V_{\text{room}}, 0.01)}$		二 令第二百二十九条第三項第一号ロに規定する当該居室において発生した火災により生じた煙又はガス(以下「煙等」という。)が避難上支障のある高さまで降下するために要する時間(以下「居室煙降下時間」という。)は、次の式によつて計算するものとする。	
この式において、t_{room}、A_{room}、H_{room}、V_{room}及びV_{room}は、それぞれ次の数値を表すものとする。		居室煙降下時間(単位 分)	
当該居室の床面積(単位 平方メートル)		当該居室の煙等発生量(単位 立方メートル毎分)	
当該居室の基準点(床面の最も高い位置をいう。以下同じ。)から天井までの高さの平均(単位 メートル)		当該居室の煙等発生量(単位 立方メートル毎分)	
次の式によつて計算した当該居室の煙等発生量(単位 立方メートル毎分)		この式において、V_{room}、A_{room}、H_{room}及びH_{room}は、それぞれ次の数値を表すものとする。	
当該居室の煙等発生量(単位 立方メートル毎分)		前号ハに規定する積載可燃物の火災成長率	
前号ハに規定する内装材料の火災成長率		当該居室の床面積(単位 平方メートル)	
当該居室の床面の最も低い位置から天井までの高さの平均(単位 メートル)		当該居室の基準点から天井までの高さの平均(単位 メートル)	
次のイ又はロに掲げる当該居室の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める当該居室の有効排煙量(単位 立方メートル毎分)		イ 床面積千五百平方メートル以内ごとに、天井面から三十七センチメートル以上下方に突出した垂れ壁その他これと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもので、不燃材料で造り、又は覆われたもの(以下「防煙垂れ壁」という。)によつて区画された居室(床面から防煙垂れ壁の下端までの高さが一・八メートル以上である場合に限る。)	

次の式によって計算した各防煙区画（防煙垂れ壁で区画された部分をいう。以下この号において同じ。）の有効排煙量のうち最小のもの（単位 立方メートル毎分）

$$V_{\text{eff}(room),i} = A_{\text{eff}(room),i}^* E_{(ce)}$$

この式において、 $V_{\text{eff}(room),i}$ 、 $A_{\text{eff}(room),i}^*$ 及び $E_{(ce)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$V_{\text{eff}(room),i}$ 各防煙区画の有効排煙量（単位 立方メートル毎分）

$A_{\text{eff}(room),i}^*$ 当該防煙区画の壁又は天井に設けられた開口部の床面からの高さが一・八メートル以上の部分（以下「有効開口部」という。）の有無及びその上端の位置に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した当該防煙区画の排煙効果係数

有効開口部の有無	有効開口部の上端の位置	当該防煙区画の排煙効果係数
有効開口部がない場合	—	$A_{\text{eff}(room)}^* = 0$
有効開口部がある場合	$\frac{H_{\text{eff}(room)}}{H_{\text{room}}} < \frac{H_{\text{eff}(room)}}{H_{\text{room}}}$ 場合	$A_{\text{eff}(room)}^* = 0.4 \left(\frac{H_{\text{eff}(room)}}{H_{\text{room}}} - 1.8 \right)$
	$\frac{H_{\text{eff}(room)}}{H_{\text{room}}} \geq \frac{H_{\text{eff}(room)}}{H_{\text{room}}}$ 場合	$A_{\text{eff}(room)}^* = 0.4 \left(\frac{H_{\text{eff}(room)}}{H_{\text{room}}} - 1.8 \right) + 0.6 \left(1 - \frac{A_{\text{sc}}}{A_{\text{room}}} \right) \left(\frac{H_{\text{eff}(room)}}{H_{\text{room}}} - H_{\text{eff}(room)} \right)^2$

この表において、 $A_{\text{eff}(room)}^*$ 、 $H_{\text{eff}(room)}$ 、 H_{room} 、 A_{sc} 及び A_{room} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$A_{\text{eff}(room)}^*$ 当該防煙区画の排煙効果係数

$H_{\text{eff}(room)}$ 当該居室の基準点から当該防煙区画に設けられた各有効開口部の上端までの高さの平均（単位 メートル）

H_{room} 当該居室の基準点から当該防煙区画における防煙垂れ壁の下端までの高さのうち最大のもの（単位 メートル）

$H_{\text{top}(room)}$ 当該居室の基準点から当該防煙区画の天井までの高さのうち最大のものの（単位 メートル）

A_{sc} 当該防煙区画の床面積（単位 平方メートル）

A_{room} 当該居室の床面積（単位 平方メートル）

$E_{(ce)}$ 当該防煙区画に設けられた有効開口部の種類に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した当該防煙区画に設けられた各有効開口部の排煙量（当該防煙区画に設けられた有効開口部の種類が同表（一）又は（二）に掲げるものである場合にあっては、当該防煙区画に設けられた各有効開口部及び当該有効開口部の開放に伴い開放される当該防煙区画に設けられた他の有効開口部のうち当該有効開口部からの距離が三十メートル以内であるもの（以下このイにおいて「他の有効開口部」という。）の排煙量の合計）のうち最小のもの（単位 立方メートル毎分）

当該防煙区画に設けられた有効開口部の種類	当該防煙区画に設けられた各有効開口部の排煙量
（一）有効開口部を排煙口とした場合に、当該防煙区画に設けられた排煙設備が令第百二十六条の三第一項第二号、第三号（排煙口の壁における位置に係る部分を除く）、第四号から第六号まで及び第十号から第十二号までの規定（以下「自然排煙関係規定」という。）に適合し、かつ、当該居室の壁の床面からの高さが一・八メートル以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの（当該居室に設けられた当該排煙設備以外の排煙設備が同項第二号、第三号（排煙口の壁における位置に係る部分を除く）、第四号から第七号まで、第八号（排煙口の開口面積に係る部分を除く）、第九号（空気を排出する能力に係る部分を除く）及び第十号から第十二号までの規定（以下「機械排煙関係規定」という。）に適合する場合を除く。）	$E_{(ce)} = \max \left\{ 19 A_{(ce)} \sqrt{h_{(ce)}}, \frac{76 A_{(ce)} \sqrt{H_{(ce)} - 1.8}}{\sqrt{1 + \left(\frac{A_{(ce)}}{A_s} \right)^2}} \right\}$

(一) 有効開口部を排煙口とした場合に、当該防煙区画に設けられた排煙設備が機械排煙関係規定に適合し、かつ、当該居室の壁の床面からの高さが一・八メートル以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの（当該居室に設けられた当該排煙設備以外の排煙設備が自然排煙関係規定に適合する場合を除く。）	(二) 有効開口部を排煙口とした場合に、当該防煙区画に設けられた排煙設備が平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一号イ、ロ(1)及び(3)、ハ(1)、(2)及び(3)(i)並びにニ又は第二号イ、ロ(1)、(3)及び(5)、ハ(1)(i)、(ii)イ及び(2)並びにニの規定に適合するもの	(三) 有効開口部を排煙口とした場合に、当該防煙区画に設けられた排煙設備が平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一号イ、ロ(1)及び(3)、ハ(1)、(2)及び(3)(i)並びにニ又は第二号イ、ロ(1)、(3)及び(5)、ハ(1)(i)、(ii)イ及び(2)並びにニの規定に適合するもの	(四) その他の有効開口部 この表において、$e_{(s)}$、$A_{(s)}$、$h_{(s)}$、$H_{(s)}$、$A'_{(s)}$、A_s、$w_{(s)}$及び$S_{(s)}$は、それぞれ次の数値を表すものとする。 $e_{(s)}$ 当該防煙区画に設けられた各有効開口部の排煙量（単位 立方メートル毎分） $A_{(s)}$ 当該有効開口部の開口面積（単位 平方メートル） $h_{(s)}$ 当該有効開口部の上端と下端の垂直距離（単位 メートル） $H_{(s)}$ 当該居室の基準点から当該有効開口部の中心までの高さ（単位 メートル） $A'_{(s)}$ 当該有効開口部及び他の有効開口部の開口面積の合計（単位 平方メートル） A_s 当該居室に設けられた給気口（当該有効開口部の開放に伴い開放され又は常時開放状態にある給気口に限る。）の開口面積の合計（単位 平方メートル）
--	--	--	--

$w_{(s)}$ 当該有効開口部の排煙機の空気を排出することができる能力（単位 立方メートル毎分） $S_{(s)}$ 当該防煙区画に係る送風機の当該防煙区画に設けられた有効開口部から空気を排出することができる能力（単位 立方メートル毎分）	ロ イに掲げる居室以外の居室で床面積が千五百平方メートル以下のもの 次の式によつて計算した当該居室の有効排煙量（単位 立方メートル毎分） $V_{(room)} = 0.4 \left(\frac{H_{(room)}}{H_{(room)} - 1.8} \right) E$	この式において、$V_{(room)}$、$H_{(room)}$及びEは、それぞれ次の数値を表すものとする。	$V_{(room)}$ 当該居室の有効排煙量（単位 立方メートル毎分） $H_{(room)}$ 当該居室の基準点から当該居室に設けられた各有効開口部の上端までの高さの平均（単位 メートル） E 当該居室に設けられた有効開口部の種類に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によつて計算した当該居室に設けられた各有効開口部の排煙量（当該居室に設けられた有効開口部の種類が同表(一)又は(二)に掲げるものである場合にあっては、当該居室に設けられた各有効開口部及び当該有効開口部の開放に伴い開放される当該居室に設けられた他の有効開口部のうち当該有効開口部からの距離が三十メートル以内であるもの（以下この口において「他の有効開口部」という。）の排煙量の合計）のうち最小のもの（単位 立方メートル毎分）	(一) 有効開口部を排煙口とした場合に、当該居室に設けられた排煙設備が自然排煙関係規定に適合し、かつ、当該居室の壁の床面からの高さが一・八メートル以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの（当該居室に設けられた当該排煙設備以外の排煙設備が機械排煙関係規定に適合する場合を除く。） 当該居室に設けられた各有効開口部の排煙量 $e = \max \left\{ 19 A_s \sqrt{h_s}, \frac{76 A_s \sqrt{H_s - 1.8}}{\sqrt{1 + \left(\frac{A'_s}{A_s} \right)^2}} \right\}$
---	---	---	---	--

(一) 有効開口部を排煙口とした場合に、当該居室に設けられた排煙設備が機械排煙関係規定に適合し、かつ、当該居室の壁の床面からの高さが一・八メートル以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの（当該居室に設けられた当該排煙設備以外の排煙設備が自然排煙関係規定に適合する場合を除く。）		$e = \min \{a, 3.9 (H_i - 1.8) w^{2/3}\}$
(二) 有効開口部を排煙口とした場合に、当該居室に設けられた排煙設備が平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一号イ、ロ(1)及び(3)、ハ(1)、(2)及び(3)(i)並びにニ又は第二号イ、ロ(1)、(3)及び(5)、ハ(1)(i)、(ii)(イ)及び(2)並びにニの規定に適合するもの	$e = \min (s, 550 A_i)$	
(四) その他の有効開口部	$e = 0$	

この表において、 e 、 A_i 、 h_i 、 H_i 、 A_i' 、 A_i'' 、 w 及び s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

e 当該居室に設けられた各有効開口部の排煙量（単位 立方メートル毎分）

A_i 当該有効開口部の開口面積（単位 平方メートル）

h_i 当該有効開口部の上端と下端の垂直距離（単位 メートル）

H_i 当該居室の基準点から当該有効開口部の中心までの高さ（単位 メートル）

A_i' 当該有効開口部及び他の有効開口部の開口面積の合計（単位 平方メートル）

A_i'' 当該居室に設けられた給気口（当該有効開口部の開放に伴い開放され又は常時開放状態にある給気口に限る。）の開口面積の合計（単位 平方メートル）

w 当該有効開口部の排煙機の空気を排出することができる能力（単位 立方メートル毎分）

s 当該居室に係る送風機の当該居室に設けられた有効開口部から空気を排出することができる能力（単位 立方メートル毎分）

三 令第二百二十九条第三項第一号二に規定する当該階に存する者（当該階を通らなければ避難することができない者を含む。以下「階に存する者」という。）の全てが当該火災室で火災が発生してから当該階からの避難を終了するまでに要する時間（以下「階避難完了時間」という。）は、次に掲げる時間を合計して計算するものとする。

イ 当該階の各室及び当該階を通らなければ避難することができない建築物の部分（以下「当該階の各室等」という。）の用途に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した火災が発生してから階に存する者が避難を開始するまでに要する時間（以下「階避難開始時間」という。）（単位 分）

当該階の各室等の用途	階避難開始時間
共同住宅、ホテルその他これらに類する用途（病院、診療所及び児童福祉施設等を除く。）	$t_{start(floor)} = \frac{\sqrt{\sum A_{room(floor)}}}{30} + 5$
その他の用途（病院、診療所及び児童福祉施設等を除く。）	$t_{start(floor)} = \frac{\sqrt{\sum A_{room(floor)}}}{30} + 3$

この表において、 $t_{start(floor)}$ 及び $A_{room(floor)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

階避難開始時間（単位 分）

$A_{room(floor)}$ 当該階の各室等の各部分の床面積（単位 平方メートル）

ロ 次の式によって計算した階に存する者が当該階の各室等の各部分から直通階段の一に達するまでに要する歩行時間のうち最大のもの（単位 分）

$$t_{travel(floor)} = \sum_i \frac{l_{travel(floor,i)}}{v}$$

この式において、 $t_{travel(floor,i)}$ 及び v は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{travel(floor,i)}$ 階に存する者が当該階の各室等の各部分から直通階段の一に達するまでに要する歩行時間（単位 分）

l_{floor} 当該階の各室等の各部分から直通階段への出口（当該火災室が直通階段への出口を有する場合においては、当該火災室の直通階段への出口のうち、その幅が最大のものを除く。）の一に至る歩行距離（単位 メートル）

v 第一号ロに規定する歩行速度（単位 メートル毎分）

ハ 次の式によって計算した階に存する者が当該階から直通階段への出口を通過するために要する時間(単位 分)

$$t_{\text{transf}(cor)} = \frac{\sum p_i A_{\text{transf}(cor)}}{\sum N_{\text{eff}(cor)} B_i}$$

この式において、 $t_{\text{transf}(cor)}$ 、 p_i 、 $A_{\text{transf}(cor)}$ 、 $N_{\text{eff}(cor)}$ 及び B_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

階に存する者が当該階から直通階段への出口を通過するために要する時間(単位 分)

p 第一号ハに規定する在館者密度(単位 一平方メートルにつき人)

$A_{\text{transf}(cor)}$ 当該階の各室等の各部分の床面積(単位 平方メートル)

$N_{\text{eff}(cor)}$ 当該階から直通階段への各出口(当該火災室が直通階段への出口を有する場合においては、当該火災室の直通階段への出口のうち、その幅が最大のものを除く。以下このハにおいて同じ。)の幅及び種類並びに当該階から直通階段への各出口の通ずる直通階段の階段室の床面積に、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した当該階から直通階段への各出口の有効流動係数(単位 一分メートルにつき人)

六十センチメートル未満である場合	その他の場合
$N_{\text{eff}(cor)} = 0$	$N_{\text{eff}(cor)} = 90$
$N_{\text{eff}(cor)} = 0$	$N_{\text{eff}(cor)} = 90$
$N_{\text{eff}(cor)} = 0$	$N_{\text{eff}(cor)} = 90$
$N_{\text{eff}(cor)} = 0$	$N_{\text{eff}(cor)} = 90$

この表において、 $N_{\text{eff}(cor)}$ 、 A_i 、 p_i 、 $A_{\text{transf}(cor)}$ 及び B_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

当該階から直通階段への各出口の有効流動係数(単位 一分メートルにつき人)

A_i 当該階から直通階段への各出口の通ずる直通階段の当該階からその直下階(当該階が地階である場合にあつては、その直上階)までの階段室の床面積(単位 平方メートル)

p 第一号ロに規定する在館者密度(単位 一平方メートルにつき人)

$A_{\text{transf}(cor)}$ 当該階から直通階段への各出口を通らなければ避難することができない建築物の各部分の床面積(単位 平方メートル)

$B_{\text{transf}(cor)}$ 当該出口の幅、当該出口の通ずる直通階段の幅又は当該直通階段から地上若しくは避難階への出口の幅のうち最小のもの(単位 メートル)

B_s 当該出口の幅(単位 メートル)

四 令第二百二十九条第三項第一号ホに規定する当該火災室において発生した火災により生じた煙等が、当該階の各居室(当該火災室を除く。)及び当該居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において避難上支障のある高さまで降下するために要する時間は、当該火災室から直通階段への出口を有する室に通ずる各経路上にある各室について次の式によって計算した時間(以下「室煙降下時間」という。)の合計のうち最小のものとする。

$$t_{\text{down}} = \frac{A_{\text{room}(floor)}(H_{\text{room}(floor)} - H_{\text{lim}})}{\max(V_{\text{eff}(room)} - V_{\text{eff}(cor)}, 0.01)}$$

この式において、 t_{down} 、 $A_{\text{room}(floor)}$ 、 $H_{\text{room}(floor)}$ 、 H_{lim} 、 $V_{\text{eff}(room)}$ 及び $V_{\text{eff}(cor)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

室煙降下時間(単位 分)

当該室の床面積(単位 平方メートル)

当該室の基準点から天井までの高さの平均(単位 メートル)

H_{lim} 当該室の種類及び当該室の開口部に設けられた防火設備の構造に応じ、それぞれ次の表に定める数値（以下「限界煙層高さ」という。）（単位 メートル）

当該室の種類	当該室の開口部に設けられた防火設備の構造	限界煙層高さ
直通階段に面する開口部を有する室	—	一・八
その他の室	常時閉鎖式の防火設備又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器と連動する自動閉鎖装置を設けた防火設備	当該室の床面から各開口部の上端までの高さのうち最大のものの二分の一の高さ
	その他の構造	当該室の床面から各開口部の上端までの高さのうち最大のもの

$V_{\text{eff(floor)}}$ 次のイ又はロに掲げる当該室の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める当該室の煙等発生量（単位 立方メートル毎分）

イ 火災室 次の式によつて計算した当該室の煙等発生量（単位 立方メートル毎分）

$$V_{\text{eff(floor)}} = 9 \{ (\alpha_f + \alpha_m) A_{\text{room(floor)}} \}^{1/3} (H_{\text{room(floor)}})^{5/3} + (H_{\text{room(floor)}} - H_{\text{room(floor)}}) + H_{\text{lim}} \}^{5/3}$$

この式において、 $V_{\text{eff(floor)}}$ 、 α_f 、 α_m 、 $A_{\text{room(floor)}}$ 、 $H_{\text{room(floor)}}$ 及び H_{lim} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$V_{\text{eff(floor)}}$	当該室の煙等発生量（単位 立方メートル毎分）
α_f	第一号ハに規定する積載可燃物の火災成長率
α_m	第一号ハに規定する内装材料の火災成長率
$A_{\text{room(floor)}}$	当該室の床面積（単位 平方メートル）
$H_{\text{room(floor)}}$	当該室の床面の最も低い位置から天井までの高さの平均（単位 メートル）
H_{lim}	当該室の基準点から天井までの高さの平均（単位 メートル）
H_{lim}	限界煙層高さ（単位 メートル）

ロ 火災室以外の室 当該火災室と当該室とを区画する壁（当該室が当該火災室に隣接していない場合）は、当該経路（当該火災室から当該室に至る部分に限る。以下このロにおいて同じ。）上にある室の壁（当該経路上にある他の室に面するものであつ

て、開口部が設けられたものに限る。）のうちいずれかの壁。以下このロにおいて同じ。）及び当該壁の開口部の構造に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によつて計算した当該室の煙等発生量（単位 立方メートル毎分）

当該火災室と当該室とを区画する壁及び当該壁の開口部の構造	当該室の煙等発生量
準耐火構造の壁又は不燃材料で覆われた壁の開口部に令第百二十二条第十九項第二号に規定する構造である防火設備が設けられている場合	$V_{\text{eff(floor)}} = 0.2 A_{\text{ap}}$
準耐火構造の壁又は不燃材料で覆われた壁の開口部に令第百二十二条第十九項第一号に規定する構造である防火設備が設けられている場合	$V_{\text{eff(floor)}} = 2 A_{\text{ap}}$
その他の場合	$V_{\text{eff(floor)}} = \max (V_{\text{f0}} - V_{\text{eff(floor)k}}, 0)$

この表において、 $V_{\text{eff(floor)}}$ 、 A_{ap} 、 V_{f0} 及び $V_{\text{eff(floor)k}}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$V_{\text{eff(floor)}}$ 当該室の煙等発生量（単位 立方メートル毎分）

A_{ap} 当該火災室と当該室とを区画する壁の開口部の面積の合計（単位 平方メートル）

V_{f0} イに掲げる式によつて計算した当該火災室の煙等発生量（単位 立方メートル毎分）

次の(1)又は(2)に掲げる当該火災室の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める当該火災室の有効排煙量（自然排煙関係規定に適合した排煙設備を設け、かつ、当該火災室の壁の床面からの高さが一・八メートル以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口を設けた場合以外の場合には、零とする。）（単位 立方メートル毎分）

(1) 床面積千五百平方メートル以内ごとに、防煙垂れ壁によつて区画された火災室（床面から防煙垂れ壁の下端までの高さが限界煙層高さ以上である場合に限り。） 次の式によつて計算した各防煙区画（防煙垂れ壁で区画された部分）をいう。以下この号において同じ。）の有効排煙量のうち最小のもの（以下「防煙区画有効排煙量」という。）（単位 立方メートル毎分）

$$V_{\text{eff(floor)k}} = A_{\text{eff(floor)k}} E_{\text{eff(floor)k}}$$

この式において、 $V_{\text{eff(floor)k}}$ 、 $A_{\text{eff(floor)k}}$ 及び $E_{\text{eff(floor)k}}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$V_{\text{eff(floor)k}}$ 各防煙区画の有効排煙量（単位 立方メートル毎分）

$A_{st}^{*}(f_{cor})$ 当該防煙区画の壁又は天井に設けられた開口部の床面からの高さが限界煙層高さ以上の部分（以下「限界煙層高さ有効開口部」という。）の有無及びその上端の位置に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した当該防煙区画の排煙効果係数			A_{flow}^{*} 限界煙層高さ有効開口部の有無 上端の位置 当該防煙区画の排煙効果係数	
限界煙層高さ有効開口部がない場合 $A_{flow}^{*} = 0$			$A_{flow}^{*} < H_{eff(flow)}$ である場合 $A_{flow}^{*} = 0.4 \left(\frac{H_{eff(flow)} - H_{lim}}{H_{top(flow)} - H_{lim}} \right)$	
合 $H_{eff(flow)} \geq H_{eff(flow)}$ である場合 $A_{flow}^{*} = 0.4 \left(\frac{H_{eff(flow)} - H_{lim}}{H_{top(flow)} - H_{lim}} \right) + 0.6 \left(1 - \frac{A_{ec}}{A_{room(flow)}} \right) \left(\frac{H_{diff(flow)} - H_{eff(flow)}}{H_{diff(flow)} - H_{lim}} \right)^2$				

この表において、 $\frac{A_{st}^{*}(f_{cor})}{H_{st}(f_{cor})}$ 、 $H_{st}(f_{cor})$ 、 H_{lim} 、 $H_{top}(f_{cor})$ 、 A_{ec} 及び $A_{room}(f_{cor})$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$A_{st}^{*}(f_{cor})$ 当該防煙区画の排煙効果係数

$H_{st}(f_{cor})$ 当該室の基準点から当該防煙区画に設けられた各限界煙層高さ有効開口部の上端までの高さの平均（単位 メートル）

H_{lim} 当該室の基準点から当該防煙区画における防煙垂れ壁の下端までの高さのうち最大のものの（単位 メートル）

$H_{top}(f_{cor})$ 限界煙層高さ（単位 メートル）

H_{ec} 当該室の基準点から当該防煙区画の天井までの高さのうち最大のものの（単位 メートル）

$E_{f(cor, ec)}$ 当該防煙区画に設けられた限界煙層高さ有効開口部の種類に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した当該防煙区画に設けられた各限界煙層高さ有効開口部の排煙量（当該防煙区画に設けられた限界煙層高さ有効開口部の種類が同表（一）又は（二）に掲げるものである場合にあっては、当該防煙区画に設けられた各限界煙層高さ有効開口部及び当該限界煙層高さ有効開口部の開放に伴い開放される当該防煙区画に設けられた他の限界煙層高さ有効開口部のうち当該限界煙層高さ有効開口部からの距離が三十メートル以内であるもの（以下この（1）において「他の限界煙層高さ有効開口部」という。）の排煙量の合計）のうち最小のもの（単位 立方メートル毎分）		A_{ec} 当該防煙区画の床面積（単位 平方メートル） $A_{room(f_{cor})}$ 当該室の床面積（単位 平方メートル）	
(一) 限界煙層高さ有効開口部を排煙口とした場合に、当該防煙区画に設けられた排煙設備が自然排煙関係規定に適合し、かつ、当該室の壁の床面からの高さが一・八メートル以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの（当該室に設けられた当該排煙設備以外の排煙設備が機械排煙関係規定に適合する場合を除く。）		$E_{flow, ec} = \max \left\{ 19 A_{ec} \sqrt{h_{ec}}, \frac{76 A_{ec} \sqrt{H_{ec} - H_{lim}}}{\sqrt{1 + \left(\frac{A_{ec}}{A_{flow}} \right)^2}} \right\}$	
(二) 限界煙層高さ有効開口部を排煙口とした場合に、当該防煙区画に設けられた排煙設備が機械排煙関係規定に適合し、		$E_{flow, ec} = \min \{ w_{ec}, 3.9 (H_{ec} - H_{lim}) w_{ec}^{2/3} \}$	

かつ、当該室の壁の床面からの高さが一・八メートル以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの（当該室に設けられた当該排煙設備以外の排煙設備が自然排煙関係規定に適合する場合を除く。）	(三) 限界煙層高さ有効開口部を排煙口とした場合に、当該防煙区画に設けられた排煙設備が平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一号イ、ロ(1)及び(3)、ハ(1)、(2)及び(3)(i)並びに二又は第二号イ、ロ(1)、(3)及び(5)、ハ(1)(i)、(ii)及び(2)並びに二の規定に適合するもの	(四) その他の限界煙層高さ有効開口部
$E_{(flow, w)} = \min (S_{(sc)}, 550 A_{(sc)})$	$E_{(flow, w)} = 0$	$E_{(flow, w)} = 0$

この表において、 $E_{(flow, w)}$ 、 $A_{(sc)}$ 、 $h_{(sc)}$ 、 $H_{(sc)}$ 、 H_{lim} 、 $A'_{(sc)}$ 、 $A_{(flow, w)}$ 、 $w_{(sc)}$ 及び $S_{(sc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{(flow, w)}$ 当該防煙区画に設けられた各限界煙層高さ有効開口部の排煙量（単位 立方メートル毎分）

$A_{(sc)}$ 当該限界煙層高さ有効開口部の開口面積（単位 平方メートル）

$h_{(sc)}$ 当該限界煙層高さ有効開口部の上端と下端の垂直距離（単位メートル）

$H_{(sc)}$ 当該室の基準点から当該限界煙層高さ有効開口部の中心までの高さ（単位メートル）

H_{lim} 限界煙層高さ（単位メートル）

(2)

(1)に掲げる火災室以外の火災室で床面積が千五百平方メートル以下のもの次の式によつて計算した当該室の有効排煙量（以下「室有効排煙量」という。）（単位 立方メートル毎分）

$$V_{(flow)} = 0.4 \left(\frac{H_{(flow)} - H_{lim}}{H_{(flow)} - H_{lim}} \right) E_{(flow)}$$

この式において、 $V_{(flow)}$ 、 H_{lim} 、 $H_{(flow)}$ 及び $E_{(flow)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$V_{(flow)}$ 当該室の有効排煙量（単位 立方メートル毎分）

$H_{(flow)}$ 当該室の基準点から当該室に設けられた各限界煙層高さ有効開口部の上端までの高さの平均（単位メートル）

H_{lim} 限界煙層高さ（単位メートル）

$H_{(flow)}$ 当該室の基準点から天井までの高さのうち最大のもの（単位メートル）

$E_{(flow)}$ 当該室に設けられた限界煙層高さ有効開口部の種類に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によつて計算した当該室に設けられた各限界煙層高さ有効開口部の排煙量（当該室に設けられた限界煙層高さ有効開口部の種類が同表(一)又は(二)に掲げるものである場合にあっては、当該室に設けられた各限界煙層高さ有効開口部及び当該限界煙層高さ有効開口部の開放に伴い開放される当該室に設けられた他の限界煙層高さ有効開口部のうち当該限界煙層高さ有効開口部からの距離

$A'_{(sc)}$ 当該限界煙層高さ有効開口部及び他の限界煙層高さ有効開口部の開口面積の合計（単位 平方メートル）

$A_{(flow, w)}$ 当該室に設けられた給気口（当該限界煙層高さ有効開口部の開放に伴い開放され又は常時開放状態にある給気口に限る。）の開口面積の合計（単位 平方メートル）

$w_{(sc)}$ 当該限界煙層高さ有効開口部の排煙機の空気を排出することが可能な能力（単位 立方メートル毎分）

$S_{(sc)}$ 当該防煙区画に係る送風機の当該防煙区画に設けられた限界煙層高さ有効開口部から空気を排出することができる能力（単位 立方メートル毎分）

が三十メートル以内であるもの（以下この②において「他の限界煙層高さ有効開口部」という。）の排煙量の合計のうち最小のもの（単位 立方メートル毎分）

当該室に設けられた限界煙層高さ有効開口部の種類	当該室に設けられた各限界煙層高さ有効開口部の排煙量
（一）限界煙層高さ有効開口部を排煙口とした場合に、当該室に設けられた排煙設備が自然排煙関係規定に適合し、かつ、当該室の壁の床面からの高さが一・八メートル以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの（当該室に設けられた当該排煙設備以外の排煙設備が機械排煙関係規定に適合する場合を除く。）	$e_{(flow)} = \max \left\{ 19 A_{(flow)} \sqrt{h_{(flow)}}, \frac{76 A_{(flow)} \sqrt{H_{(flow)} - H_{lim}}}{\sqrt{1 + \left(\frac{A'_{(flow)}}{A_{(flow)}} \right)^2}} \right\}$
（二）限界煙層高さ有効開口部を排煙口とした場合に、当該室に設けられた排煙設備が機械排煙関係規定に適合し、かつ、当該室の壁の床面からの高さが一・八メートル以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの（当該室に設けられた当該排煙設備以外の排煙設備が自然排煙関係規定に適合する場合を除く。）	$e_{(flow)} = \min \{ w_{(flow)}, 3.9 (H_{(flow)} - H_{lim}) w_{(flow)}^{2/3} \}$
（三）限界煙層高さ有効開口部を排煙口とした場合に、当該室に設けられた排煙設備が平成十二年建設省告示第十千	$e_{(flow)} = \min (S_{(flow)}, 550 A_{(flow)})$

四百三十七号第一号イ、ロ
(1)及び(3)、ハ(1)、(2)及び(3)
(i)並びに二又は第二号イ、ロ(1)、(3)及び(5)、ハ(1)(i)、
(ii)(イ)及び(2)並びに二の規定に適合するもの

（四）その他の限界煙層高さ有効開口部

この表において、 $e_{(flow)}$ 、 $A_{(flow)}$ 、 $h_{(flow)}$ 、 H_{lim} 、 $A'_{(flow)}$ 、 $A_{(flow)}$ 、 $w_{(flow)}$ 及び $S_{(flow)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$e_{(flow)}$ 当該室に設けられた各限界煙層高さ有効開口部の排煙量（単位 立方メートル毎分）

$A_{(flow)}$ 当該限界煙層高さ有効開口部の開口面積（単位 平方メートル）

$h_{(flow)}$ 当該限界煙層高さ有効開口部の上端と下端の垂直距離（単位 メートル）

$H_{(flow)}$ 当該室の基準点から当該限界煙層高さ有効開口部の中心までの高さ（単位 メートル）

H_{lim} 限界煙層高さ（単位 メートル）

$A'_{(flow)}$ 当該限界煙層高さ有効開口部及び他の限界煙層高さ有効開口部の開口面積の合計（単位 平方メートル）

$A_{(flow)}$ 当該室に設けられた給気口（当該限界煙層高さ有効開口部の開放に伴い開放され又は常時開放状態にある給気口に限る。）の開口面積の合計（単位 平方メートル）

$w_{(flow)}$ 当該限界煙層高さ有効開口部の排煙機の空気を排出することができる能力（単位 立方メートル毎分）

$S_{(flow)}$ 当該室に係る送風機の当該室に設けられた限界煙層高さ有効開口部から空気を排出することができる能力（単位 立方メートル毎分）